

2016 年 1 月 29 日

IFRS 解釈指針委員会 御中

**「IAS 第 16 号『有形固定資産』及び IAS 第 38 号『無形資産』－資産購入に係る変動支払」
に関する暫定的なアジェンダ決定に対するコメント**

1. 当委員会は、「IAS 第 16 号『有形固定資産』及び IAS 第 38 号『無形資産』－資産購入に係る変動支払」に関する IFRS 解釈指針委員会（以下「解釈指針委員会」という。）の 2015 年 11 月の IFRIC アップデートにおけるアジェンダ決定（案）に対するコメントの機会を与えられたことを歓迎する。
2. 我々は、本論点をアジェンダに追加しないとする解釈指針委員会の決定に同意する。これは、本論点は現行の IFRS の範囲内で解釈指針委員会が対処するには範囲が広すぎるからである。
3. しかしながら、解釈指針委員会のこれまでの議論により、この領域についてガイダンスが欠けていることが明らかとなっている。さらに、我々は、わが国の関係者から、変動支払による資産購入の実例が少ないとは必ずしも言えないとの回答を得ており、また、一部の産業においては広く見られる（例えば、製薬業においては、マイルストーン支払による知的財産の取得は比較的多く見られる）との回答を得ているほか、ガイダンスが欠けていることによって、実務上、重要な不統一が生じる可能性があるとの指摘もあった。
4. さらに、解釈指針委員会の議論において既に指摘されているように、IFRS の基準（例えば、IFRS 第 3 号「企業結合」、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」、来るべき IFRS 第 16 号「リース」）における変動支払についての会計処理の要求事項は整合性が取れておらず、この点が本論点について明確な概念が欠けていることを示すものとして指摘されている。
5. 当該状況に鑑みると、我々は、IASB が明確さと首尾一貫性の欠如に対処しないまま放置することは、少なくとも望ましくないと考えている。
6. 当該論点の横断的な性質に鑑みると、変動支払の会計処理を適切な方法で整合させるためには、IASB が「負債」の明確な定義と堅牢なガイダンスを開発することが不可欠であると我々は考えている。我々は、IASB の公開草案 ED/2015/3「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「本公開草案」という。）において、負債の定義とガイダンスが提案されたことに留意している。しかし、我々は、本公開草案において提案さ

れた定義とガイダンスは、変動支払がどのような場合に負債の定義を満たすかどうかについて結論を導くに足るほどに十分に堅牢ではないと考えた。このため、我々は、本公開草案に対するコメント・レターにおいて、負債についてより堅牢で明確な概念を開発するための作業を続けることを IASB に促している。

7. 我々は、概念フレームワークの見直しに係る IASB の現在進行中の審議（とりわけ負債の定義の見直しに関する審議）が、関連する概念を明確にし、首尾一貫性を改善することに寄与することを期待している。したがって、我々は、IASB が、概念フレームワークプロジェクトを基礎として、本論点について中長期的なプロジェクトとして取り組むべきと考えており、解釈指針委員会は IASB に対しその旨を提言すべきであると考えている。
8. 我々のコメントが、解釈指針委員会及び IASB の将来の議論に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

関口 智和

企業会計基準委員会 委員

IFRS 適用課題対応専門委員会 専門委員長